

第30回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月9日（月）午後2時00分～午後2時20分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 島田 信成
 - 2番 清水 和夫
 - 3番 松島 章倫
 - 4番 天谷 雄一
 - 5番 諸井 政男
 - 6番 武井 輝行
 - 7番 高田 洋子
 - 8番 天谷 豊
 - 9番 金子 節夫
 - 10番 横山 正行
4. 欠席委員
5. 事務局 事務局長 森戸 栄一 係長 國府田 諭 主任 大澤勇太
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第 82号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 議案第 83号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第 84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第 40号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第30回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（森戸）	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第30回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号5番諸井政男委員、同じく6番武井輝行委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第82号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。1番について、事務局より説明願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第82号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和元年12月9日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。12月5日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。2番について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、3ページから4ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。12月5日、2班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は一部、農業用資材等が置かれていたが、基本的には農地として管理されており、今後の適正管理については既に指導済みでございます。以上、皆様の審議を宜しく申し上げます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>続きまして議案第83号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案第83号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和元年12月9日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては5ページから8ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報</p>

会長（天谷）	告をお願いします。
10番（横山）	<p>10番横山です。12月5日に事務局と2班で行いました。申請地については、大字篠塚字大黒地内、案内図は資料の5ページ、付近状況図は6ページを参照してください。申請地は既存宅地であり、この度用途変更をするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第84号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第84号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和元年12月9日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましても、9ページから12ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
5番（諸井）	<p>5番諸井です。12月5日に事務局と2班で行いました。申請地は大字石打字家間地内、案内図は資料9ページ、付近状況図は10ページを参照してください。申請地は第2種農地と判断され、現地は適正に管理されていまし</p>

5 番 (諸井)	<p>た。2 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手なし)</p>
	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
	<p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。2 番について事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号 2 番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1 3 ページから 1 6 ページを参照してください。以上です。</p>
会長 (天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
6 番 (武井)	<p>6 番武井です。1 2 月 5 日に事務局と 2 班で行いました。申請地は大字中野字雷地内、案内図は資料 1 3 ページ、付近状況図は 1 4 ページを参照してください。申請地は第 2 種農地と判断され、住宅地と雑種地に挟まれており、農地の接続が無い状況です。2 班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長 (天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(挙手全員)
会長 (天谷)	挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。3番について事務局より説明願います。
事務局(國府田)	番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、17ページから20ページを参照してください。以上です。
会長 (天谷)	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
6番 (武井)	6番武井です。12月5日に事務局と2班で行いました。申請地は大字篠塚字陣屋地内、案内図は資料17ページ、付近状況図は18ページを参照してください。申請地は第1種農地ではありますが、集落に接続しており、不許可の例外に該当するものと判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。
会長 (天谷)	担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。
	(挙手なし)
	無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手全員)
	挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。
	続きまして議事日程第3、報告第40号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。
事務局(國府田)	報告第40号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和元年12月9日、邑楽町農業委員会会長、天谷

事務局(國府田)

豊。

こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、21ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。

会長(天谷)

以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第30回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和2年1月14日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 諸井 政男

委員 武井 輝行

